

## 「業務規程」等の一部改正新旧対照表

### 目次

(ページ)

- ・ 業務規程の一部改正新旧対照表 ..... 1
- ・ 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 ..... 2
- ・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 ..... 4
- ・ 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表 ..... 5
- ・ 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表 ..... 8

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 売 買 単 位 )</p> <p>第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 転換社債型新株予約権付社債券は、当取引所が定めるところにより、<u>額面500万円、額面400万円、額面300万円、額面200万円、額面100万円、額面50万円又は額面10万円とする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>( 転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保 )</u></p> <p>第68条 <u>転換社債型新株予約権付社債券について、幹事証券会社 ( 幹事である証券会社又は外国証券会社をいう。 ) である取引参加者は、当取引所の市場における当該転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保に努めるものとする。</u></p> <p>第69条から第74条まで 削 除</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。</p>	<p>( 売 買 単 位 )</p> <p>第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 転換社債型新株予約権付社債券は、当取引所が定めるところにより、額面100万円、額面50万円又は額面10万円とする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>( 新設 )</p> <p>第68条から第74条まで 削 除</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 新株予約権の行使の条件が適当でない認められるものでないこと。</u></p> <p>c ~ e (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>d 前項第2号 <u>b 及び d</u> に適合するものであること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。</u></p> <p><u>(a) 消化件数</u></p> <p style="text-align: right;">1,000件</p> <p><u>(b) 消化額</u></p> <p style="text-align: right;"><u>発行額面総額の50%</u></p> <p>c ~ e (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>d 前項第2号 d に適合するものであること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会</p>

社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第1項第2号 bからdまでに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 新株予約権付社債券等の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

付 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第1項第2号 cに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 新株予約権付社債券等の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(3) 最近1年間の月平均売買高が額面金額100万円未満である場合。ただし、当取引所及び東京又は大阪証券取引所に上場されている銘柄については別に定めるところによる。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 転換社債型新株予約権付社債券の売買単位 )</p> <p>第13条 規程第15条第 5 号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、<u>額面500万円券のものは額面500万円、額面400万円券のものは額面400万円、額面300万円券のものは額面300万円、額面200万円券のものは額面200万円、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円、額面10万円券のものは額面10万円とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>( 転換社債型新株予約権付社債券の売買単位 )</p> <p>第13条 規程第15条第 5 号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円、額面10万円券のものは額面10万円とする。</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場新株予約権付社債券等が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権付社債券等を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合又は上場新株予約権付社債券等に係る社債について社債権者集会在招集されることとなった場合</p> <p>(d) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)</p> <p>(e) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(f) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(g) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場新株予約権付社債券等が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場新株予約権付社債券等が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権付社債券等を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合又は上場新株予約権付社債券等に係る社債について社債権者集会在招集されることとなった場合</p> <p>(d) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)</p> <p>(e) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(f) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(g) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第8号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場新株予約権付社債券等が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正</p>

発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第4号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号、第6号若しくは第7号に該当する場合は、当該新株予約権付社債券等を整理ポストに割り当てる。

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a)・(b) (略)

(c) 前条第5号aの(c)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第5号aの(d)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第5号aの(e)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第5号aの(f)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(g) 前条第5号aの(g)の場合には、当取引所が必

発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第3号、第5号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第6号、第7号若しくは第8号に該当する場合は、当該新株予約権付社債券等を整理ポストに割り当てる。

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a)・(b) (略)

(c) 前条第5号aの(c)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第5号aの(d)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第5号aの(e)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第5号aの(f)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(g) 前条第5号aの(g)の場合には、当取引所が必

要と認められた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認められた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、当取引所が当該新株予約権付社債券等の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3(3)のa、b、d、f、g又はhに定める上場廃止日の前日までとする。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

要と認められた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第8号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認められた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、当取引所が当該新株予約権付社債券等の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3(4)のa、b、d、f、g又はhに定める上場廃止日の前日までとする。

2 (略)



新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正  
新旧対照表

新	旧
<p>2 上場審査基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第3条関係）</p> <p><u>(1) 第1項第2号bに規定する「新株予約権の行使の条件が適当でないと認められるもの」には、次のaからcまでのいずれかに掲げる転換価額の修正に関する事項が定められているものを含むものとする。</u></p> <p><u>a 修正前の転換価額の適用開始日から修正後の転換価額の適用開始日までの期間が概ね6か月に満たないこと。</u></p> <p><u>b 一の転換価額の修正に係る株価参照日（転換価額の修正に用いられる株価を参照する日をいう。次のcにおいて同じ。）の合計日数が5日に満たないこと。</u></p> <p><u>c 修正後の転換価額を、株価参照日における株価の終値の平均値を下回る値段とすること（修正後の転換価額を、修正前の転換価額を上回る値段とする場合を除く。）。</u></p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権付社債等の本券は、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところによるものとし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2(10)（株券の様式）によるものとする。</p> <p>a 転換社債型新株予約権付社債券 <u>額面500万円券、額面400万円券、額面300万円券、額面200万円券、額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種</u></p> <p>b （略）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>2 上場審査基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第3条関係）</p> <p><u>(1) 発行方法が株主割当又は株主優先募入の場合は、原則として、第3条第1項第2号bに適合するものとする。</u></p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権付社債等の本券は、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところによるものとし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2(10)（株券の様式）によるものとする。</p> <p>a 転換社債型新株予約権付社債券 額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種</p> <p>b （略）</p> <p>(3) （略）</p>
<p>3 上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>3 上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p><u>(3) 第4条第2項第3号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>a 第3号の規定は、上場後1年未満の銘柄につい</u></p>

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a (略)

b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第6号に該当することとなった銘柄については、原則として、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日(応答日がないときはその月の末日)とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c・d (略)

e 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して5日前の日

g 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

ては適用しない。

(注) 「上場後1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

b 売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

c 「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

d 「当取引所及び東京又は大阪証券取引所に上場されている銘柄の売買高」については、最近1年間の月平均売買高の2か所又は3か所の合計が額面金額100万円未満である場合とする。

(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a (略)

b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第7号に該当することとなった銘柄については、原則として、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日(応答日がないときはその月の末日)とし、同項第3号に該当することとなった銘柄については、原則として、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c・d (略)

e 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して5日前の日

g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

h 第4条第2項第7号に該当することとなった銘柄については、当取引所がその都度定める日

付 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

h 第4条第2項第8号に該当することとなった銘柄については、当取引所がその都度定める日